

## 第6号様式

## 随意契約について

公表年月日	令和8年4月1日
担当課	水道部総務課

契約業者名・住所	富士通 Japan 株式会社 東日本公共ビジネス統括部（千葉）
工事等の名称	公営企業会計システム保守業務委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	システム保守
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	1,325,720円
工事等の概要	公営企業会計システムの保守業務
随意契約の理由	<p>本業務は、会計システム運用の常時安定稼働を図るためのものであり、トラブル等発生時には、迅速な対応及び適切なアドバイスが必要となるため、保守業務委託を行うものです、したがって、このシステムの開発業者であり、唯一システムに精通している当業者に委託することが望ましいと考えます。</p> <p>このため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号を適用し随意契約とし、松戸市水道事業会計規程第108条第1項第1号を適用し、富士通 Japan 株式会社東日本公共ビジネス統括部（千葉）を選定いたします。</p>